		貝
第127号議案	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	33
第128号議案	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	35
第129号議案	埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	38
第130号議案	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	39
第131号議案	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	40
第132号議案	埼玉県カスタマーハラスメント防止条例	46
第133号議案	埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例	5(

第百二十七号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

別表企 埼 玉 県手数料条例 画財 政 部の 項第二号 棄 成十二年埼 金額 $\tilde{\mathcal{O}}$ 玉県条 欄を次 例 \mathcal{O} 第 ように改める。 九 号) の一部 を 次 \mathcal{O} ように 改 正 する。

- 複写機により用紙に複写したもの

用 紙 0 両 面 に 複写する場合 に あ つ て は、 片 面 枚 とする。

0 き

円

口 合する直 電磁 的 ·径 百 記 録 を光 二十ミリ デ イ メ ス ク 日 \vdash ル \mathcal{O} 本 光デ 産業 規 1 格 ス ク Χ \emptyset \bigcirc 再 六 生 ○六及び 装置 で 再 Χ 六二八 生すること __ に適 が

可能なものに限る。)に複写したもの

枚につき

六

+

円

ハ 電磁 的 記 録 を光 デ 1 ス ク H 本 産 業規 格 X 六二四 に 適 合す る直 径百

ミリメ \vdash ル の光デ イ ス ク \mathcal{O} 再 生装置 で再生することが 可 能 なも \mathcal{O} に

限

る。)に複写したもの

枚に

つき

+

円

別表企画財政部の項第三号金額の欄を次のように改める。

イ 複写機により用紙に複写したもの

角 紙 \mathcal{O} 両 面 に複写する場合に あっ て は、 片面 を 一 枚とする。 に

つき 円

 \Box

電

磁

的

記

録

を光

デ

1

ス

ク

日

本

産業

規

格

Χ

 \bigcirc

六

〇六及び

X六二八

に

適

合する直 ·径 百 二十ミリ メ ル \mathcal{O} 光デ 1 ス ク \mathcal{O} 再 生 装 置 で 再 生すること が

可能なものに限る。)に複写したもの

枚につき

ハ

的記録 を光デ 1 ス カ H 本 産 業 規 格 X 六二四 <u>ー</u>に 適 合す る直 |径百二

六

+

円

十ミリメー 1 ル の光 デ イ ス ク 0) 再 生 一装置 で 再生することが 可 能 なも 0) に 限

る。)に複写したもの

一枚につき

+

円

別表企画財政部の項に次の一号を加える。

+二条第五 第五号)第三十 定に基づく支 棄 成六年法 政党 項の 助 成 規 律 手数 しの交 書等 支部 料 \mathcal{O} 報 付 写 口 イ 0 複 電 て 写 磁 は、 枚 機 的 角 記 片 に 録 面 紙 ょ を光ディ を ŋ \mathcal{O} _-用 両 枚 面 紙 とする に に 複写 複 ス ク 写 する場合 し 日 た 本産業規 に £ 9 き +に 円 あ

0) 報告書等 交付 \mathcal{O} 写し ハ たもの 限る。 再生 直径百二十ミリメ すること X六二四一に 電 _ 一枚につき Χ 枚 磁的記 装置 〇六 $\overline{}$ ル に が可能 の光デ 〇六 に 0 で再生す 録を光 複写 き 及 適合す なも び 1 X 六二 ス ディ たも ることが ク \mathcal{O} 1 の再 る直 ル ス \mathcal{O} 限る。) に複写 八 \mathcal{O} ク 生装置で再 径百二十ミリ 光 に 日 可 デ 能なも 上本産業規 適 イ 合 ス ++ク ける \mathcal{O} 生 円 \mathcal{O} に

条 の 百三十七条の十二第十二項」 別 十二第 表都 市 整 備 項 部 \mathcal{O} に 項 改 第 め、 七 + 同項第七 -四号中 に改める。 「第百三十 +五号中 「第百三十 -七条の 十二第六項」 七条の十二第七 を 第百三十七 項」 を 「第

附則

行する。 号及び第三号の改正規定並 \mathcal{O} 条 例は、 令 和 八 年 __-月 び に同表都市整備部の __ 日 から施 行する。 ただ 項の Ļ 改正規定は、 別表 企画 公布 財 政 部 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 項第二 カュ ら施

令和七年十二月一日提出

埼 玉 県 知 事 大 野

元

裕

案 理 由

等 とともに、 政 たい 党助成法等 . ので、 電磁的記録による この案を提出するものである。 の 一 部改正 一に伴 少額 VI 領収 支部報告書 書等 の写 等 0 \mathcal{O} 交付 写し に 0 係る手数 交付手数料 料 \mathcal{O} \mathcal{O} 額 額を定め を定 める る

第百二十八号議案

六 + 知 事 __ 号) 事 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 限 に 部 属 する を次 す 事 \mathcal{O} る よう 務 処 12 玾 処 . 改 理 \mathcal{O} 正 \mathcal{O} 特 す 例 る に 例 関 する 関 す る 条 例 例 0 棄 部 成 を +改 正 年 す る 埼 条 玉

別 表 第 九 + 五. 項 市 町 村 \mathcal{O} 中 行 田 市 を 削 る

規 関 を V 定 す を活 八 る条 う。 す 号 項 表 る電 i \mathcal{O} 用 第 $\overline{}$ · 規 した行 例 規 百 定す 定 に係 子 棄 情 に 兀 る る 報 成 ょ 政 項 第二号 t 処 + 申 V) \mathcal{O} 六年 理 \mathcal{O} 請 同 項 進 を 組 等 埼 除 織 に 等 事 又 を使 玉 は 規 に 務 県 埼 定 関 \mathcal{O} 条例 玉 する 用 す \sqsubseteq 県 á し 中 を 第 法 7 行 電 「行 加 行 + 政 子 律 手続 え う 情 棄 _ 号) る。 同 報 等 条 処 成 \mathcal{O} 第三条第 に 理 下 例 第二条 应 お 組 け 年 織 る を 法 第 情 電 __ 使 律 項 用 八 報 第 子 号 通 \mathcal{O} 百 申 規 に 信 五. 7 規 定 行 \mathcal{O} 定 技 う に ___ 号) す ょ 術 同 情 法 る Ŋ \mathcal{O} 申 利 第 第 同 通 請 項 用 三 六 信 条 条 箬 に 技

第二条 する 知 事 \mathcal{O} 権 限 に 属 す る 事 務 処 理 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正

別 表第三十二 項 事 務 \mathcal{O} 欄 5 中 第 + 九 条 第二 項 Ĺ. を 第二十条 第二 項 に 改 X

別 「第 表 表 第 第 六 六 兀 条 ++第 項 八 八 第 項 項 事 号 務 に 事 \mathcal{O} 務 改 め \mathcal{O} 5 欄 中 る 6 第 及 び 五. 同 条 項 第 第 兀 項 号 事 を 務 第 \mathcal{O} 欄 九 条 5 (第二項) 中「第十三条第八 改 \Diamond 項

を

第三条 する。 知 事 \mathcal{O} 権 限 に 属 す る 事 務 処 理 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} __-部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 TF.

規定 関 を 術 ٧١ す 八 を活 別 でする電 う。 る条 項 号 表 第二 \mathcal{O} 用 以 例 規 規 子情 十三 定 定 た 下 伞 同 す に 行 r. 報 成 る 項 ょ 政 処 + 申 n \mathcal{O} 第 六年 $\overline{}$ 理 請 同 組 に 進 等 項 Œ 係 織 埼 等 事 又 るも は を 玉 規 に 務 使 県 埼 定 関 \mathcal{O} 用 条例 する \mathcal{O} 玉 す して 県 を 中 除 第 行 電 法 行 + 政 子 律 行 う同 手 情 為 棄 $\overline{}$ 号) 報 条 等 処 成 \mathcal{O} を 例 理 第三条第 に + 下 第二条第 組 四 加 お え け 織 える。 を使 る 法 電電 情 律 第 八 項 報 用 子 号 申 \mathcal{O} 通 百 信 に 規 7 五. 規定 定 + 行 \mathcal{O} 技 に う __ す ょ 同 号) 術 法 る n \mathcal{O} 申 同 利 第 第 诵 項 用 三 六 信 条 に 条 技

同 別 表 次 第 \mathcal{O} ょ う 九 項 に 加 事 え 務 る \mathcal{O} 欄 3 中 「第十条の三」 を 第十 条 \mathcal{O} \equiv 第 項 に 改 \otimes

4 法第十条の三第二項の規定による公式

行 第 為 第 + \mathcal{O} 下 七 項 に 項 第 第 四号事 電 号 市 子 申 務 町 請 村 \mathcal{O} 等 \mathcal{O} 12 係 中 司 項 る 第 Ш £ 五. \bigcirc П 号事 を 市 除 務 \mathcal{O} 下 \mathcal{O} 欄 及 てド を 同 加 え 項 田 第六 る。 市 号事 加 務 え る \mathcal{O}

中

別 別 行 表 表 為 第 第 六 匹 \mathcal{O} ++-二 項 下 七 に 項第二号市 第 \neg 八号事 (電子 申 務 町 請 村 \mathcal{O} 等 欄 \mathcal{O} に 欄 係 同 中 る 項 ŧ 第 小 Ш \mathcal{O} 九 を除 号 町 事 _ <_ 。 \mathcal{O} 務 下 \mathcal{O} \smile に 欄 及 を び 加 同 項第 え 代 る 町 _ ·号事 を 加 務 え \mathcal{O} る

中

る。 别 表 第九 +兀 項 市 町 村 \mathcal{O} 欄 中 一吉 Щ 市 を 「幸手 市 吉川 市 伊 奈 町 に 改 \aleph

表 _ 第 を 百 加え 七 項 第 五. 務 \mathcal{O} 中 行 為 \mathcal{O} 下 に (電 子 申 請 等 に 係 る ŧ \mathcal{O} を 除

除 别 表 第百 を 十二項第二号 加 え る 事 務 \mathcal{O} 中 行 為 \mathcal{O} 下 電電 子 申 請 等 係 る t \mathcal{O} を

埼 関 定する電子情報 玉県行 ける法 用 条 别 例 表第百 て行 第 政 律 手 十四四 う 号) 続等 平 同 処 条 成 項第二号事 第三条 にお + 例 理 应 第 組 二条 け 織 年 第 る 法 を 第 使 _ 情 律 務 用 項 八 報 第 \mathcal{O} 号に 通信 0 百 規 7 五. 中 規定 定 の技 行 +に う 一号 (情 す 術 同 ょ る り 法 報 \mathcal{O} 申請 司 利 第三 第 通 項 用 六 信 に関す Æ 条第八号に 条 等 技 規 第 術 を 定 V ___ を う。 ,る条例 項 す 活 る電 \mathcal{O} 用 \smile 規 規 L \sqsubseteq 定す 子 定 た 伞 を 情 に 行 削 報 成 る ょ 政 +申 る 処 り \mathcal{O} 理 請 六 同 年 項 織 埼 又 等 に は 規 玉

除 別 <_ $\overline{}$ 第 _ 百 を +加 五 え 項第二号 る 事 務 \mathcal{O} 欄 中 「 行 為 \mathcal{O} 下 に \neg (電 子 申請 等 に 係 る b \mathcal{O} な

四条 す る 知 事 \mathcal{O} 権 限 に 属 す Ź 事 務 処 理 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る条 例 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ように 改 TF.

第 \Diamond 一項後段」 書」に、「第三十五 別 同 欄 19 表第二十 中 を「第三十五 第三 七 項 第 + _ 九 条 号 条 第 事 $\overset{\mathcal{O}}{=}$ 条第 _ 務 項 \mathcal{O} 第 欄 十三後段」 _ 号、 項ただし書、 2 中 第三十 及び を 第三項 「第三十九 第三十九条の 九 条 第 \mathcal{O} +_-条 の 号 第三十 を 十二後段」 十第一 万及 項 九 び 条 第三 後段」に改 に改 の二十 項 \emptyset た だ

1 は、 当該各 0) 条 例 号 は に 定 8 和 る 八 H 年 兀 カュ b 月 施 _ 行 日 す カュ Ź. b 施 行 す る。 た だ Ļ 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 規 定

削

- 一 第一条の規定 公布の日
- 一 第二条の規定 令和七年十二月二十五日
- 三 第四条の規定 令和八年十二月二十一日
- 事 又 V \mathcal{O} に は 対 に \mathcal{O} 条 \emptyset 例 さ 例 規 る (第三条 事 ħ 0 定 によ 務 た 施 申 行 0 係 請 \mathcal{O} り 知 るそ 規 そ H 定 事 \mathcal{O} 以 が に れ 限 L ぞ 下 \mathcal{O} た処 る。 行 施施 れ \mathcal{O} 為 分そ で、 行 以 法 令、 下 日 Ė. Ō 同 とい 他の 行 条 じ 例 H う 行 若 に 1為で現 同 \mathcal{O} 表 < は 行 \mathcal{O} 前 規 市 に 12 \mathcal{O} 法 そ 町 則 際 令等 $\overline{\mathcal{O}}$ 村 。 以 改 効 正 \mathcal{O} 欄 力 下 \mathcal{O} 後 規 を に \mathcal{O} 定に 掲 有 法 別 げ す 令 表 る る ょ \mathcal{O} り t 事 市 知 町 \mathcal{O}

長に対してされた申請その他の行為とみなす。 法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における

令和七年十二月一日提出

埼 玉 県 知 事

大 野 元

裕

案 理 由

が処理することとし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。 市町村への権限移譲の推進を図るため、 知事の権限に属する事務の一部を市町村

第百二十九号議案

玉県幼保 連携型認定こども園 . の 設 備及び運営に関する基準等を定める条例

 \mathcal{O} 部を改 正 する条例

成十 埼玉県 八年 幼保 埼玉県条例第六十七号) 連携型認定こども園 の一部 0 設 備及 を次 Ű のように改正なのように改正ない。 する基準等 する。 を定め る条 棄

目次 中 「第十五条」を「第十六条」 に改める。

第十五条を第十六条とし、 第七条から第十四条までを一条ず 0 り下 げ 第六条

 \mathcal{O} 次に次 の一条を加える。

(虐待等の禁止)

七条 幼保連携型認定こども園 0 虐待等 \emptyset 禁 止 に 係 る 基 準 は 省令第三条の二に

規定する基準 \mathcal{O} 例 によることとする。

則

 \mathcal{O} 条例 は、 公布 \mathcal{O} 日 カュ ら施行する。

七年 十二月 日 提 出

埼 玉 県 知 事

大 野 元

裕

理 由

改 正 案を提出するも 元に伴い、 保 :連携型認定こども 幼保 \bigcirc である。 連携型認定こども園 園 \mathcal{O} 学級 \mathcal{O} 編 \mathcal{O} 制、 運営に 職 員、 関 設備 する基準 及び を改定した 運営に関する基準 VI \mathcal{O} で、 $\dot{\mathcal{O}}$ この 部

第百三十号議案

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

改 び正する。 童 福 祉 法施 行 例 棄 成 <u>-</u>+ 兀 年 埼 玉 県 条例 第六十 八号) \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う

該健 査をい に 子 (以下この 次 保 第 康診 健 三十三条第二 \mathcal{O} う。 ょ 法 断等] う 昭 に加 以 下 項 にお 和四 に、 この える。 į١ \mp 項 項、 年 中 て 健 法 次 「健康診 第 康診 律 百 第 \mathcal{O} 表 百四十一 断 九条第二項及び 断 \mathcal{O} \mathcal{O} 等 上 結果」 欄 とい 号) に 掲 · う。 げる 第十二条又は第十三条に 健 第百六十三条第二項におい 健 康 康 診 を 診 断等 加え、 断 \mathcal{O} \mathcal{O} 結果」 「当該健康診断」 下 又 に 改 規定する健 は め、 健 康 て同じ。 同 診 を「当 項 查 0 (母 表

児又は幼児に対する健康診査

通所開始時健診、定期健診

又は臨時健診

健康診 次 のように加える。 第 \mathcal{O} 百 断 項 +等 E 九 お 条 に、 第二 11 7 項 健康診 健 中 康診 次 断 断 \mathcal{O} 表 等 \emptyset \mathcal{O} 結 と 上 果 欄 VV . う。 に を 掲 げ 健康 _ る 健 診 を 康 加え、 断 診 等 断 \mathcal{O} 結 「当該 \mathcal{O} 果 下 -に「又は に改 健康 め、 診 断 健 同 康 項の を 診 「当該 査 表に

7.児又は幼児に対する健康診査

入所時健診、定期健診

又は臨時健診

に次 該健康診 以 第 \mathcal{O} 下 百 よう خ 六 断等」に、 \mathcal{O} 十三条第二 12 項 加える。 Ê お VI 項 7 健 健 中 康 診 康診 次 断 \mathcal{O} 断 表 \mathcal{O} 結果」 等 \mathcal{O} 上 と 欄 V を う_。 掲 健 げ 康 る健 診断 を加え、 康診 等 断 \mathcal{O} 結果」 当 \mathcal{O} 下 該 健康診 に に 改 乊又 め 断 は 同 健 項 を 康 \mathcal{O} 診査 当 表

乳児又は幼児に対する健康診

査.

入所時健診、定期健診

又は臨時健診

附則

 \mathcal{O}

条

例

は、

公

布

 \mathcal{O}

日

カン

6

施行

す

令和七年十二月一日提出

埼

玉

知 事 大 野 元

裕

饭 案 理 由

に 児 係る 童 福 運 祉 営に 施設 関 \mathcal{O} 設 する基準を改定 備及 び 運営に 関する基準 た い \mathcal{O} で、 \mathcal{O} \mathcal{O} __ 案を提 部 改正 出す を踏まえ る ŧ \mathcal{O} 児 あ 童福

第百三十一号議案

埼玉県産業技術総合センター 条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター 条例 棄 成十四年埼 玉県条例第八十四号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

ツからオまでをソからノまでとし、 ラまでをタからナまでとする。 別表第一第一号の表第三項中ル を 同表第六項中ヨを削り、 削 り、 同 表第 五 項 中 ・レを タをヨとし、 削 **b** ソをレとし から

別 号の 表第二項中

料 立 験 シ 強 古 体 \mathcal{O} 度 体 \bigcirc 圧 強 試 試 形 縮 状 度 料 試 試 試 試 \mathcal{O} 試料 試 項 目 試 項 項 É 料 目 料 ごとに四一○円 を加える。) (一項目を増 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 円

を

料 立 強 古 度試 体 体 \mathcal{O} 試 圧 形 状 料 縮 試 試 \mathcal{O} 項 目 料 項 目 料 ごとに ごとに四一○円(一項目を増す を加える。 0 円 円 に、

(5)顕微鏡 試 プ 溶解法 る 口 試 験 に ブ 微鏡に 微 ŧ 原 £ ょ 鏡 \mathcal{O} 子 \mathcal{O} いる混用 に 間 力 ょ ょ 率 る 顕 る 類以内 一試 (二 種 測 試 測 料 定 料 定

を加える。 ごとに六三〇 (一測定を増す 八〇〇円 円

匹

九

 \bigcirc

円

(4)顕微鏡 プ 口 l 走査 ガ微鏡 型 もの **|** ンネ 12 ょ ル る 顕 試 測 定料 八〇〇

〔一測定を増す

(4)

走

査

型

ン

ネ

ル

顕

試料

に、

																						_
		1	(4)												験	水	(3)	ホ	ア	(2)		(1)
		Į.	試 験 キャス												NJ.C.	小噴霧試	中性塩	ベール)	, ルカリ、	被膜試験		膜厚測定
九六時間を	の試験	六一(内の試験間以	験を超える試	九六〇時間	以内の試験	九六〇時間	以内の試験	七二〇時間	以内の試験	四八〇時間	以内の試験	二四〇時間	内の試験	九六時間以	内の試験	四八時間以		密着、ピン	厥 (耐酸、耐		庄
一試料	≘	一 試	一 試 料		一 試 料		一試料		一試料		一試料		一試料		一試料		一試料		項目	一試料	層	一試料
, >t	D	Щ	<u></u>				一九、		,国 [九、		并		, [[, !					
五二〇円	=======================================		七九〇円		八〇〇円		〇 〇 〇 〇 円		100円		五五〇円		六〇〇円		八二〇円		八六〇円			九五〇円		六〇〇円

を

(3)		(2)	(1)
試 験 キ		験 水 噴 中	^ / 被
7		霧 性 試 塩	ルカ膜リス調
	験を九 以九 以七 以四 以二 内	九内四	、験 密(

(一測定を増すを加える。)でとに六三○円(一種類を増すごとに六六○円

				を
				よる試験
	もの	微鏡による	原子間力顕	
		測定	一試料	
を加える。)	ごとに六三〇円	(一測定を増す	九、四九〇円	を加える。)

		える記り
六、五二	試料	時間
四、二三	一試料	の試験以
二、七九	一 試 料	の試験以
三三、八〇	一 試 料	超える試
九、〇〇	一 試 料	内の試験
一四、一〇	一試料	内の試験
九、五五〇	一 試 料	内の試験
五、六〇〇	一 試 料	内の試験間
二、八二〇	一 試 料	の試験以
一、八六〇	一試料	の試験間以
	一 項目	着、ピン
九五〇	一試料	耐酸、耐

に改める。

る。)		
七三〇円を加え		
を増すごとに四、		
(二四時間まで	間	
八、九三〇円	二四時	(5) 複合サイクル試験
		超える試験

(4) 複合サイク

 ル試験
 二四時
 八、九三〇円

 七三〇円を加え
 る。)

第二条 タの次に次のように加える。 別表第一第一号の表第一項中ラをムとし、 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を次のように改正する。 レからナまでをソからラまでとし、

	試験	(3) キャス	別表第一第一号の表第八項ホ中「四四〇円」を「五五〇円」に改める。	ニ エミッション測定システム	項中レをソとし、二からタまでをホからレまでとし、	別表第一第一号の表第四項ト中「二七〇円」を「六三〇円」に改め、	レーザー加工機	クの沙に沙のように力える
レスキヨムー・弋ト	内の試験	四八時間	を「五工		とし、ハ	を「六二		
i 人 	験	間以一	五〇円」	時間	の次に	二〇円」	一時間	
t ł		試料	に改め	三、	ハの次に次のように加える。	に改め		
			る。	一七〇円	うに加	•	、六一〇円	
-		一、七九		円	える。	同表第七	円	

測定 一試料 三、一	第三項中 (4) 真円度測定	○円 ○円 を (3) キャス試験	別表第二第一号の表第二項中
三、一一〇円	一 一 測 試 定 料	内 時 (一) 間 二 試 以 四 料	(3) 試 験 キ ヤ ス
(4) ヤ ン リ バ バ	二、六〇〇円	る。○ 五九○四 年 七	超 九 大 大 大 の 武 時 間 験 間 験 の 以
ヤンバーを使用する測リバブレーションチ	円 を		
す ョ ̄	(4)	に 改 め、	六、四、二、
時	真円度	同 表	

測定 ごとに六二〇円 を加える。) (一測定を増す に、 (5) 定 電 磁

置 による測定 波妨害 探 査装

時

間 間 □、四七○日を加える。 ごとに ごとに三、〇 〇円を加える (一時間を増 (一時間を増 九、五

		<u>ુ</u> -	八	垣 す) 円 を	<i>?°</i>)	<u> </u>	垣 す 	円		
		置による測定	(6) 電磁波妨害源探查装		定	ャンバーを使用する測	(5) リバブレーションチ			ステムによる測定	(4) エミッション測定シ
			一 時 間				一時間				一時間
○円を加える。)	ごとに三、〇八	(一時間を増す	四、四七〇円	〇円を加える。)	ごとに九、五一	(一時間を増す	一 一、四〇〇円	〇円を加える。)	ごとに五、七六	(一時間を増す	七、三一〇円

改め、 同表第四項を次の ように改める。

を加える。) でとに八一〇円 でとに八一〇円	一 一 時 測 間 定	ロ 冷熱衝撃試験機による試験	験	nc A
一三、八〇〇円	試料	イ 衝撃試験装置による試験	環境試	四

別表第二第一号の 表第七項中 「七六〇円」を「二、 一七 ○円」に改める。

附 則

- 1 \mathcal{O} 日 この条例は、 から施行する。 令 和 八年三月 _ 目 カュ ら施行する。 ただし、 第 _ 条 の 規定は、 公布
- 2 許 表第二の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった試 可及び依頼のあった依頼試験の実施につい 第二条の規定による改正 後 \mathcal{O} 埼玉 県産業技術総合セン て適用し、 同日前 タ 験研 条 に 例 究機器 申請のあった試 別 表第 \mathcal{O} 及 利用の うび 別

験研究機器の利 用の許可及び依頼のあった依頼試験の実施については、 なお従前

の例による。

七年十二月 日 提 出

埼 玉 県 知 事

大 野 元

裕

提

理

由

験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止したいので、 験に係る手数料の額を定め、並びにこれら 新たに埼玉県産業技術総合センター 0 試 験研 の額を改定するとともに、 究機器に係る使用料 \mathcal{O} 額及び 老朽化した試 依頼試

この案を提出するものである。

— 45 **—**

第百三十二号議案

埼玉県カスタマーハラスメント防止条例

(目的)

図 等 良好 一条 る 防 ŋ 以 客等 \mathcal{O} 止 力 て 豊 な 下 ス 策 カ 関 タ ŧ \mathcal{O} ことが な 係 小 7 事 \mathcal{O} 0 とい 消費 。 の 下 規模 業者 7 持 例 続 生 の ラ できる就 は 安定し 事業者 ス 活 可 力 能な 及 メ 業 ス び に タ 社 公 た が 業 0 寸 7 事 多 会 正 環 \mathcal{O} 体 業 数 な 境 \mathcal{O} 7 及 活 を占 を整 ハ 実現に資 取 \mathcal{O} 止 び ラ 引を促 基 就 動 に ス を継 8 本的 関 備 業 メ 者 る す の施策 ン 本県 進 続 することを目 な事 \mathcal{O} し できる環 中 責 0 \mathcal{O} 小 項を定め 務 防 特 相 企 を 议 業者 止 性 明 互 に 境 に に 下 6 関 死を構築 鑑 尊 ることによ カュ 的 「カスタ し、 とす 重し とり み、 に Ļ 基 合え 事業者 わ するとと 本 並 け 7 理 る社 従 り、 | ハ びに 念を定 業員 が 誰 ラス 숲 Ł 顧 県 に \mathcal{O} 客 \mathcal{O} ŧ が 実 数 が メ 実 現 顧 との が 安心 施 客 九 \vdash す

(定義

第二条 ころによる \mathcal{O} 条 例 に お 11 て 次 \mathcal{O} 各号 に 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は、 当 該 各 号 に定 \otimes ると

- 又は 事 事業 業者 同 を 行 7う個 を 品 行 若 人 う し くは を 法 V 人 役 ハその 務 を提 他 \mathcal{O} 供 4 する 体 (国 事業(営 \mathcal{O} 機 利 関 を 及 目 び 的 地 方 公 な 共 V 4 活 [体を含 動 む。 to
- \mathcal{O} 顧 あ 客等 る 者 又 事 (は事 業者 業者 ょ り \mathcal{O} 行 商 品 う 事 若 業に < 関 は 係 役 を 務 有 \mathcal{O} す 提 る 供 を受け 者 を い う。 る者 は \mathcal{O} 可 能
- 三 主たる目 事業者 団 的 体 とする二以 事 業者 上 \mathcal{O} 属 \bigcirc す 事 業者 る事 0 業 結 分 野 合 体又はそ 12 お け る \mathcal{O} 共 通 連 合 \mathcal{O} 体を 利益 いう を 増進 す る ことを
- 兀 を い う。 就 業者 事 業者 0 行 う 事 業 に係 る 業務 に 従 事 する者(事 業を行 ごう個 人 を含 む。)
- 五. 該 就 質 力 業者 そ ス タ \mathcal{O} 0 他 7 就 \mathcal{O} 業 事 ハ 情 環 ラ 境 ス が 照 メ 害 6 ン され 1 7 社 顧 ることを 会通 客 等 念上 \mathcal{O} V 言 う。 許 動 容 で さ あ れ 0 る 7 範 井 就 を 業 超 者 え が た 従 b 事 す \mathcal{O} 12 る 業 務 1) \mathcal{O}

基本理念)

影響 ぼ す \mathcal{O} 及 カス ぼ で 続 あ 並 タ び 7 との 業務 佃 ハ 認 \mathcal{O} ラ \mathcal{O} 遂行 顧 識 ス の 下 客 メ 築 に ン 支障 \mathcal{O} 社会全 豊 は を カコ 生 な 就 体 消 じ 業 でそ 費 さ 生 せ \mathcal{O} \mathcal{O} 活 る غ 防 及 格 び 止 及 を 公 ŧ び E 义 正 尊 な 5 厳 な 取 事 を け 業 害 引 者 れ \mathcal{O} ば 実 \mathcal{O} な 現 安 心 b E 定 L な 影 に た V 重 を及 事 大 業 な

- 2 何 力 ス タ マ ハ ラ ス メ ン \vdash を 行 0 て は な 5 な い
- 力 ス タ 7 ラ ス メ \mathcal{O} 防 止 に 当 た 0 7 は 顧 客等 及 び 就 業 者 が 対 \mathcal{O} 立

3

に お VI 7 相 Ħ. に 尊 重 す á لح を旨 L な け n ば な 5

4 申 \mathcal{O} 出 で 囲 力 あ 等 ス る タ が غ ع 望 妨 7 げ \mathcal{O} 6 t 申 1 に、 出 ラ n 等 る ス 事 業 こと を X 行 ン 者 \mathcal{O} う 機 な \mathcal{O} \mathcal{O} 事 会 防 VY よう 業 を 止 活 に 保 に 動 当 配 す \mathcal{O} た 慮 発 る 0 さ 展 こと 7 ħ に が 資 な す 当 け 顧 ħ る 該 客 ことを ば 築 顧 客 な \mathcal{O} b 築 社 な 踏 会通 \mathcal{O} まえ、 V 利 益 念 上 許 該 容 さ 望 る n \mathcal{O} る

県の責務)

兀 7 ハ ラ 県 ス メ ン 前 1 条 防 \mathcal{O} 止 基 施 本 策 理 を 念 総 合 以 的 下 に 実 基 施 本 す 理 る 念 t \mathcal{O} لح لح 11 う。 す に 0) 0 り 力 ス タ

|顧客等の責務)

する 五. \otimes 条 な 関 け 心 顧 客等 れ لح 理 ば なら 解 は を な 深 基 8 本 る 理 とと 念 に Ł \mathcal{O} に 0 と 就 り 業 者 力 に ス 対 タ す 7 る 言 ハ ラ 動 ス に 必 メ 要 ン な \vdash 注 意 係 を払 る 問 う 題 う 犮

な け 顧客 れ ば 等 な は 5 県 が な 実施 す る 力 ス タ 7 ハ ラ ス メ 防 止 施 策 に 協 力 す う

(事業者の責務)

六条 する す て るよ 力 就 ス 業 事 業 う タ 者 7 \mathcal{O} 者 Ø 関 は ・ハラス な 心 け と 理 n 本 ば メ 理 な ン を 念 6 に \aleph を \mathcal{O} 行 る 0 わ と لح ŋ な t レノ ょ に 力 う ス に、 そ タ \mathcal{O} 7 研 事 修 業 ハ ラ \mathcal{O} に 関 実 ス 施 メ L そ 7 ン 就 1 \mathcal{O} 業 他 者 係 \mathcal{O} 必 が る 要 顧 問 な 題 等 に 配 太

応 を な 確 す 事 るた 措 保 業 置 す 者 め を講 る は ため 12 ずるよ 必 就 業者 要な 12 必 う努 要 体 カュ な 制 6 そ \Diamond \mathcal{O} \mathcal{O} 整 な \mathcal{O} カ 抑 備 ス け 止 れ タ ば \mathcal{O} 力 7 な た ス \aleph タ 6 な \mathcal{O} 7 ス 置 メ ハ ラ そ ン \mathcal{O} ス 他 メ に \mathcal{O} ン 就 \vdash る 業 \mathcal{O} 相 防 者 談 \mathcal{O} 止 に 業 に 応 務 関 \mathcal{O} L 実 切 理 効 上 必 性 按

3 す 事 本 方 者 針 は、 を その 成 事 業 に 公 表 関 す L る 7 ょ 力 う ス 努 タ 8 7 な け ハ ラ n ば ス な メ 6 な い \mathcal{O} 防 止 \mathcal{O} 取 組 姿 勢 を

4 要 事 な協 業者 力を は 求 他の め 6 事 業者 ħ た 場 カ 合 Ò に 当 は 該 他 \mathcal{O} れ 事 に 業者 応 ず が á 講 ず よう る 努 第 \aleph な 項 け \mathcal{O} 措 れ ば 置 な \mathcal{O} 6 実 な 施 V に

5 な け 事 ば 者 な は な が 実 施 す る 力 ス タ 7 */*\ ラス メ \vdash 止 施 策 力 す る う め

(事業者団体の責務)

七 7 条 ラ う ス 者 寸 \Diamond 体 な は 1 け \mathcal{O} 防 n 止 ば 本 な 理 関 5 な す る \mathcal{O} 取 0 組 に V) 0 11 て \mathcal{O} 必 成 要 員 な で 助 あ **=** る 協 業 力 者 そ が 行 \mathcal{O} 他 う 力 \mathcal{O} 支ス

者 寸 は そ \mathcal{O} 構 成 員 で あ る 事 業 者 が 行 う 力 ス タ 7 ハ ラ ス メ \mathcal{O} 防 止.

に関 制 を す 備 る 取 す る 組 12 う 0 努 VI 8 て、 な け 必 n 要 な ば な 情 5 報 な をそ VI D 成 員 で あ る 他 \mathcal{O} 事業者と共有する 体

- 3 姿勢を示 事 業 者 す基本方針 4 は そ を作 \mathcal{O} 成 業 し、 分野 公表 K 関 す L Ź 7 ょ 力 う ス 努 タ X 7 な け 25 n ラ ば ス な メ 6 ン な い \mathcal{O} 止 \mathcal{O} 取 組
- 4 努 \otimes 事 な 業 け 者 れ 寸 ばな 体 は 県 な 小が実 11 施 す る 力 ス タ マ ハ ラ ス メ ıŀ. 施 策 力 す る う

(就業者の責務)

- 第八条 する 防 止 に資する行動をとるよう努め 関 心と理 就業者 解 は を深 基 本 &理 るととも 念 \mathcal{O} に 0 なけ と その り ħ ばな 業務 力 ス b に タ な 関 7 い L 7 */*\ 力 ラ ス ス タ メ ン 7 1 */*\ ラ 係 ス る メ 間 ン 題 1 に \mathcal{O} 夶
- する取 業 組 者 に協力するよう は、 その業務 に 努め 関 し な て 事 け , れ ればなら 者 が 行う な カス V タ 7 */*\ ラ ス メ \vdash \mathcal{O} 防 止 関
- 3 該基 本 方 者 針 は を遵 事業者 守 する が第六条第 よう 努め な 三項 け に規 れ ば 定 な 6 す うる基本 な 11 方 針 を 作 成 た 場 合 に は 当

(指針の作成及び公表)

を作 業者、 九条 成 事業者 し、 県 は、 公表 カスタ 団 する 体 及 び就 7 ₽ \mathcal{O} とす 業 ハ ラ 者 る ス \mathcal{O} 責 メ 務 ン \vdash に 関 \mathcal{O} す 内 る 容 事 に 項 関 そ す \mathcal{O} る 他 事 項 必 要 並 な U 事 に 項 県 を 定 顧 8 客 事 針

(情報の収集及び提供)

第十条 に関 するものとする。 はする取り 県 は 組の 力 情報 ス タ を 7 収 集 ハ ラス L 顧 メ 客 ン 等 \vdash \mathcal{O} 事 実態 業 者 及 CK 事 力 業 ス 者 タ 寸 7 体 及 ハ び ラ 就 ス 業 メ 者 ン に 忟 \mathcal{O} 防 L 提 止.

(相談及び助言)

び就 業者からの 県 は、 相 力 談 ス に応 タ 7 じ、 ハ ラス 必 要な メ 助 ン 言 1 を に関 行 うも す る 顧 0 とす 客等、 る 業 者 事 業 者 寸 体 及

(啓発活動等)

深める ため 県 は、 啓 発 力 活 ス 動、 タ 7 教 育 ハ 活 ラ 動 ス そ メ \mathcal{O} ン 他 1 に \mathcal{O} 必 係 要 る な 間 措 題 置 に を 対 講 す ず る る 県 民 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} と 関 す 心 る。 と理

(表彰等)

ずる する Ł 取 組に \mathcal{O} とする。 県 は 9 V て、 事業 優 者 及び 良 で あ 事 る 業 者 認 寸 \otimes 体 る が 場 行 合 う 力 は ス タ 表 7 彰 そ ハ ラ \mathcal{O} 他 ス メ \mathcal{O} 必 ン 要 \vdash な \mathcal{O} 措 防 置 止 を に 関 講

(その他の措置)

第十 兀 県 は 第 九 条 カン ら 前条まで に 定 8 る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 力 ス タ 7 ハ ラ ス メ

ン

トを 止するた \otimes に必要 な措 置を講ずるも 0)

(関係 機関等 との 連

五条 県 は、 力 ス タ 7 ハ ラ ス メ ン 防 止 施 策 \mathcal{O} 実施に当 た 0 て は、 関 機 関

び 関係団: 体 との 連携協 力 を 図 るよう 努 Ø る ŧ \mathcal{O} とする。

市 町 村との 連携)

第十六条 県 は、 カ ス タ 7 ハ ラ ス メ ン 1 止 施 策 \mathcal{O} 実施に当 た 0 て は、 市 町 村

 \mathcal{O} 連携協力を図るよう努め る ŧ \mathcal{O} とする。

(財政

主の

措置)

第十七条 県 は、 力 ス タ 7 ハ ラ ス メ ン \vdash 防 止 一施策を 実施 す る ため 必 な 財 政

措置を講ずるよう 努め る b \emptyset とする。

 \mathcal{O}

附 則

 \mathcal{O} 条例 は、 令 和 八 年 七 月 目 カコ ら 施 行 す

2 県は 社 会環 境 \mathcal{O} 変化及 びこ \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 施行 \mathcal{O} 状 況 その 他 力 ス タ 7 ハ ラ ス メン

 \mathcal{O} 防 止に関す Ź 取 組 \mathcal{O} 状 況 を 勘 案 必要があ る と認 8 るとき は \mathcal{O} 条 \mathcal{O}

規定に 9 V て検 討 を 加 え、 その結 果に 基 デづい て所 変の 措 置を講ずるも \mathcal{O} とする。

七 十二月 日 提 出

埼 玉 知 大 野

元

裕

理 由

安心 きる 0 互 力 案を に 環境 ス て働 タ を構 提 重 7 一し合え 出 くことが [するも 築す ハラスメ る社会 るとともに、 できる \mathcal{O} ン である。 0 実現を 就 \mathcal{O} 業環境 防 顧 止 図り 客等 に 関 を 整備 \mathcal{O} Ļ 豊 Ł 立かな消 基本 0 7 持 事 理 · 業 者 念等 続 費生活及び 可能な社会を実現 が を定めることに 安定 公正な取 た事 業 活 引 ょ を促 た 動 り、 V を 継続で 進 誰 \mathcal{O} で、 もが

第百三十三号議案

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例

改正する。 埼玉県都市公園条例 (昭和三十六年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように

において同じ。 設置又は管理の許可を受けた公園施設の維持管理を除く。第二十五条第一項第二号 第二十二条第一項第二号中「維 \smile 」を加える。 持管理」の下に 「(法第五条第一項の規定により

別表第一の二の表の部分を次のように改める。

施 運 設 動				許園の	公
サッカー場(埼玉スタジ アム2002を除く。)、 フラグビー場(熊谷スポーツ文化公園ラグビー場(グラウンドを除く。)、 がラウンドを除く。)、 がラウンドを除く。)、 がカール場及び双輪場 にこれらの運動施設のう た、観覧席を附置するも のに限る。)	び投てき場を除く。) 上競技場(補助競技場及 に の の の の の の の の の の の の の の の の の の	グビー場Aグラウンド熊谷スポーツ文化公園ラ	埼玉スタジアム2002	許可を受けた場合に限る。) 園路及び広場(第九条第一項の	園施設の種類
	一 箇 所	一 箇 所	一 箇 所	ル メ 一 平 ト 方	数単量
一 時 間	時間	時間	時間	時間	期位間
一 七、 八 四 〇	二五〇、〇〇〇円以下	二七〇、〇〇〇円以下	以下	_	金
〇 円 以 下	〇 円以下	〇円以下	000円	〇円以下	額

	土地	種類	別 表 第 二 第 の	会 を 管 理 け 施	便益施	施設	教養						
を使用させ 一箇所 一	一平方メートル	数量位期	二第一号の表の部分を次の一の二の備考二中「千百八	りた場合に限る。)及び集 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	旭設(駐車場に限る。)	茶室	音楽堂及び野外ステージ	その他の運動施設	きの ・ で受けた場合に限 ・ で受けた場合に限 ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の	水泳競技場	テニスコート	屋内運動場及び体育館	サッカー場、ラグビー場、 動場及びソフトボール場 (これらの運動施設のうち、観覧席を附置しない
一 一 十 次 の か の の の の の の の の の の の の の の の の の	月野線に	間	ように改	ル メ 一 平 ト 方	一箇所	一 箇 所	一箇所	一箇所	一 箇 所	一箇所	一箇所	一箇所	
の各号に掲げるの価格に千分の価格に千分の	別に定める額 個又は標準宅	金	る。二千二	時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一 時 間	一時間	一時間	一時間	一 時 間
は標準宅地の価格を考慮し分の六を乗じて得た額台帳に記載された当該建物た額	額に千分の三・五を乗じ宅地の価格を考慮して知	額	百円」に改める。	三六円以下	四八八円以下	四、四〇〇円以下	一五、五七二円以下	二五、○六○円以下	三、九三〇円以下	一〇、六〇三円以下	一、五七二円以下	一二、二八〇円以下	三、五六〇円以下

 る	<u></u> を	建		施 設 ——
場合	を使用させ	生物の一部		
	一 箇 所			
	一月			
に対する使用面積の割合を乗じて得た額	料に相当する額に、当該建物の延べ面積	当該建物の全部を使用させる場合の使用	を乗じて得た額	て知事が別に定める額に千分の三・五

考四 項 に 五 单 改 別 \aleph 中 め、 を 表第三第 \equiv 二八) [] [) (同表 · 「 百 円 同 分の五 0 表 に改 備考 を 第 一七四円」 「六円」 四 号 め、 六 号 ・二八」を「百分の \mathcal{O} 中 \mathcal{O} 物 競技会、 同表の備考五中 千 品 に \mathcal{O} に、 改 分 販 の 十 8 売、 集会、 「五三五円」を「一、 同表第六号の 興行 五. 六 + 展 百百 その 示 会、 を 分の二・ 五六」に、 他 「千分の二十一 \mathcal{O} 広告物 博覧会そ 営業行為 六四」 〇七 \emptyset 表示 百 \mathcal{O} 0 他これら を 分の二・六四」を ○円」に改め、 項 \mathcal{O} 「百分の五・二八」 中 項中「一 匹 に 円 に改め 類する 五、 同 八 る。 「百分 表 0 八七 しの 備 に

附則

- 1 \mathcal{O} 改 \mathcal{O} 正 条 規 例 は、 定 は、 公 和 布 八 年 \mathcal{O} 目 兀 カュ 月 5 施行 H カゝ す b る。 施行 す る。 ただし、 第二十二条第 _ 項 第二
- 市 に 公園 0 V \mathcal{O} 7 法 条 は、 例 (昭 \mathcal{O} 和三十 なお 施 行 従 \mathcal{O} 前 年 日 前 \mathcal{O} 例 \mathcal{O} 法 申 に 律 ょ 第 請 る。 七十 に 基 九号) づ く改 第五条第一 正 後 \mathcal{O} 別 表第二 項 \mathcal{O} 許 第 미 _ 号 に係る使用 o表 に 掲 げ る \mathcal{O} 額

^令和七年十二月一日提出

定 案 理 由

で \mathcal{O} 設置等 ある。 市 公 園 \mathcal{O} \mathcal{O} 公 園 許 可 に 施 係 設 る \mathcal{O} 使 利 用 用 料 等 \mathcal{O} に 額を 係 る 改定 料 金 す \mathcal{O} る 額 等 \mathcal{O} 範 L た 进 V を変更するととも \mathcal{O} で、 この案を提 に、 出 「するも 公 園施

設

 \mathcal{O}